

徳島県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和五年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名			区 間		新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四九二号			同		新	一六・七〇三二・二	二七九・五
			同		旧	五・一〇二〇・一	二八一・二
			美馬市穴吹町口山字首野九〇〇番一地从先から 同 番一地从先まで 八九五			五・一〇二〇・一	二八一・二